

近・現代編

総論

近現代一三〇年はまさに激動の時代であった。明治・大正・昭和・平成とそれぞれの特徴はあったが、昭和二十年（一九四五）八月十五日の第二次世界大戦の敗戦は近代・現代を分ける分岐点であり、もっとも重大な事件であった。敗戦までは天皇の世紀であり敗戦後は民主主義の時代である。この戦争によって日本は戦前までの蓄積を使い果たし、国土は焦土と化し世界の最貧国となったが、その後、四〇年間の努力で世界最大の債権国となった。これに引きかえ、当地方は過疎化にさいなまれており、昭和三十年（一九五五）四カ村が合併した当時は人口八千三百余人であったものが、平成元年（一九八九）では六千三百余人と減少し、人口・企業ともに都市に集中してしまった。「国栄え地方荒る」の感さえる。

政治においてはおよそ二百七十年間続いた徳川幕府が大政を奉還し、明治時代が始まった。その政治制度は目まぐるしく変わった。その変化は今日の比ではなく、新しい時代をつくる創造の苦心の跡をみることが出来る。第二次世界大戦後においては農地改革、町村合併と大変革を遂げた。新竹野町は竹野村・中竹野村・奥竹野村・三椒村の四村が合併してできたが、その中で三椒村は明治初期までは気多郡に属し、日高町との関係が深かったが、同じ竹野川の流域にあり竹野町に合併された意義は大きい。

経済の変化もまた大きく、明治六年（一八七三）葉書一枚五厘であったものが、平成元年では四一円となっており、その値上げは実に八千倍でその変化のすさまじさを、数字でみせつけられる思いがする。竹野町のシ

ンボルともいふべき北前船は、明治四十五年（一九一三）の山陰線の開通に伴い、その存在意義を失った。そして今年間約八十万人以上の人々が、竹野町を訪れるようになった陰には、鉄道や近ごろでは自動車の輸送力が大きく貢献している。海水浴は大正七年（一九一八）ごろから徐々に始まっているが、最初は京都の客人・外人などであった。

中竹野村の日本鋳業株式会社は、ドル箱といわれたほどの良質の金鋳石に恵まれ、大正初期から昭和二十五年（一九五〇）まで栄えた。

日常生活をみると、明治初期にはチョンマゲ、着物姿であったものが今日の洋服となり、風俗もがらりと変わった。照明もランプから大正末期に電氣に変わった。椒地区では三椒川の水を利用して水力発電を独力で行ない、細々とした照明ではあったが、文化の光の恩恵に浴したいと望む人々の、努力の結晶ともいふべき貴重な光であった。

学校は明治五年（一八七二）、学制が公布され国民皆学のレールが敷かれた。しかし当初は僅かの人しか学校には行けなかった。今日では国民の三割近くが大学に進むようになり日本発展の原動力となっている。江戸時代の竹野谷では寺子屋、私塾で、読み・書き・そろばんが教えられていたが、明治五年学制が公布されるといち早く同年竹野小学校が開校され、逐次それぞれの地区に小学校が設置され一時は十校近くに及んだが、現在では三校に統合されている。また昭和二十二年（一九四七）に発足した中学校は、現在二中学校が設置されている。

竹野町は海岸線を除くと周囲を山に囲まれて、天下の街道に直接通じていなかった。地理的にみれば陸の孤

島ともいえた。昭和十八年（一九四三）軍事目的とはいえ、江野トンネルの掘鑿が開始され、同二十八年（一九五三）開通したが、これは竹野町にとっては山陰線の開通と並ぶ偉業であった。物資の輸送はもとより竹野町に新しい息吹を吹きこんだ。従来豊岡まで行くには一日を要したが、今では自動車ブームに助けられ一時間で往復できるようになった。

昭和天皇は歴代天皇の中で在位期間がもっとも長く、昭和六十四年（一九八九）まで続いたが同年一月七日崩御され、年号も平成と改まった。

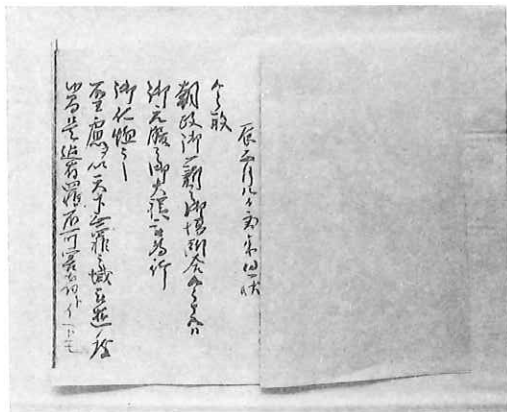
第一章 竹野の明治前期

第一節 王政復古

(1) 明治の夜明け

山陰鎮撫使

京都においては慶応四年（一八六八）一月三日、官軍と幕府軍の間で鳥羽・伏見の戦いの戦端が開かれた。官軍五千、幕府軍一万五千の戦いで初めから官軍の勝算はなかった。もし官軍が敗れた時には天皇をいただいて山陰道を退却路として長州に行在所を設ける予定であったといわれる。そのためには山陰道鎮撫は急務であった。開戦初頭、嘉影親王を征討大將軍に任命し、山陰鎮撫総督には、西園寺公望が任命された。西園寺公望は当時十八歳の才気煥発、勇猛果敢な青年公家であった。一月三日の開戦に引き続き一月五日には山陰鎮撫軍は京都を出発した。軍勢は薩摩藩士黒田嘉右衛門、折田要蔵以下一〇〇名と長州藩士小笠原某以下八〇名の合わせて一八〇名の小規模なものであった。一月十五日に生野代官所、一月二十日には久美浜代官所を接収し、一月二十七日、豊岡に至った。その当時の兵力は約四〇〇名にふくれ上っている。二十八日、八鹿に宿泊しているが兵力は五〇〇名になった。これは官軍が兵力提供を要請したからである。一月二十九日村岡にきているが、出水のために二月二日まで同地に逗留した。二月三日には湯村に泊り、二月四日鐘尾峠を越えて岩井に泊った。但馬地方ではほとんど無抵抗のまま因幡に入った。因幡に入ったのは鳥取



写167 官軍からの到来回状（竹野・永田忠也蔵）

を経て松江まで進行し、同地から先は官軍の勢力範囲にあったので同地からは引き返し、美作を経て兵庫に至っている。竹野は先にも述べたように山陰鎮撫軍は通過しなかったが村々の庄屋には官軍の通達が二月八日に来ている。その内容は朝政御一新がなされることを伝えている（永田作吉
歴文書）。その内容をみてみよう。

辰正月八日到来回状

今般、朝政御一新の御場所合、今十五日御元服の大禮、行わせられ御仁恤じゆつの聖慮を以て、天下無罪の域に遊ばされ度く候間、是迄有罪、容す可からざる者といえども朝敵を除くの外、一切大赦仰せ出だされ候、

国々にも洩れざる様施行の有る可く候、尤、向後は弥賞罰を以て蔽明に遊ばざるに付、厚く御趣意を体認致し、行届候様一任の旨御沙汰候事。

正月十五日

外国の儀は、先帝多年の宸憂に在らせられ候処、幕府従来の失備により、因習今日に到り候折柄、世態大に一変し大勢誠に已むを得させられず、此度朝儀の上、断然和親條約取結ばせられ候。就ては上下一致疑惑を生せず、大に兵備を充実し、国威を海外万国に光耀せしめ、祖宗先帝の神靈に答対遊ばさるべき觀慮に候間、天下列藩士民に到る迄、此の旨を奉戴心為を尽し勉勵在る可く候事。但し此れ迄幕府において取結候條約の中、弊

害これ有り候件の利害得失、公儀の上御改革、在らせらる可く候、猶外国交際も繁く宇内の公法を以て取扱ひ、これあるべく候間此の段相心得申すべき事。

三職分課

総裁 有栖川師宮 外四三名

徳川慶喜、奥州会津、勢州桑名、讃州高松、豫州松山、備州福山、上総大田喜、外十九名

右、比の度慶喜天朝を欺き奉る反状明白、現に兵端を開き候に追討仰付けられ候、これにより右の輩、賊徒に隋従、反逆顕態に候間、官位止められ候事。

奥州会津、勢州桑名、讃州高松、豫州松山、備州福山、上州大多喜、

右、慶喜同意反逆顕態候間、悉く屋舗召上げ残兵追放仰出され候事、但し残兵敵地迄相送るべく候事、

若州小浜、濃州大垣、丹後宮津、日向延岡、右御不審の次第、これ有り候に付、入京止められ候事。

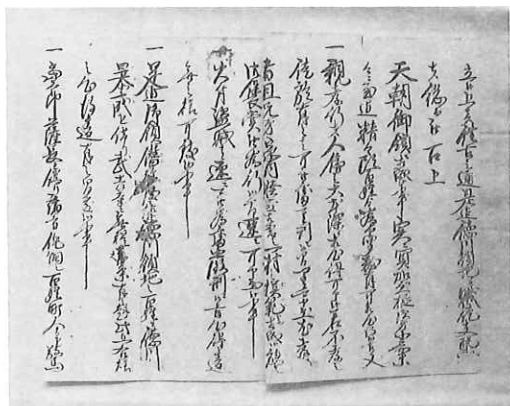
正月

若州小浜、濃州大垣

右の者、是迄御不審の次第これ有り候に付、入京を止められ候処、謝罪の道相立ち、今度賊徒追伐仰せ出され鎮撫使御発に相成候に付、北陸東山先鋒両藩へ仰付けられ成功の後、別段思召有らせるべきの義に候間、其方相心得可き様、御沙汰の事。

正月

別紙の通り申渡し候間、五畿七道、大小の輩末に到る迄漏脱これ無き様、相触る可く候事。



写168 官軍達書 (門谷・和多田光 藏)

分かる (千葉市・安田達蔵)。

達し書

一、四海の民、惣じて天子の百姓にこれあり候処、中古以来武家の押領と相成、天沢を蒙らざる様の姿に成来り候、此度復古の御大業立てさせられ候上は、往古の通、是迄徳川元領地ならびに賊徒支配地は、総べて天朝に召上げられ、御領に相成候事、実に冥加至極の次第、小前末々に至る迄、精々頭百姓より申し聞かせ、有難く相心得べく候事。

正月

右の文書にもみられるように、正月十五日に大赦の段取りをしてすべて官軍に組入れようとしている。豊岡には官軍は一月二十七日到着しているのであるから、この回状が到着したころにはすでに官軍の支配下にあつた。竹野谷を山陰鎮撫軍はまったく通過することはなかつた。竹野・佐津・香住・浜坂・岩美・鳥取というコースは今でこそトンネルなどでつながれているが、そのころは、山また山の難所で軍を進めるには全く不向きな地域だった。出石・豊岡藩とも比較的中立的な態度を保ってきた。竹野谷の中では幕府領に属していた椒村では幕府に対する上納銀として一九名で二〇両が集められている。幕府方においても軍資金を集め準備を進めていたことが

一、親孝行は人倫の大本、深く相心得申すべく候、もし不孝の徒これあるにおいては、重刑に処せらるべく候間、早々申し出さずべく候。もつとも孝心の者、かつ兄弟家門むつまじく相暮し、一村の模範にも相成候やからは、御褒賞行なわせられ候間、速に申し出さずべき事。

一、火付、盜賊の徒は、速に厳刑に処せらるべく候間、心得違これなき様致すべく候事。

一、是迄御領と僭称致し居り候徳川領地の百姓共、徳川の暴威を借り、武士等に無礼の条これある趣、此の上右様の心得違これあるまじく候事。

当節、薩長と偽り、諸方徘徊し、百姓町人共を驚惑いたさせ候者これあり候得ば、早々申出さずべき事。

一、徳川に従い候叛逆の敗卒、落人、潜伏せしむるにおいては、曲事たるべし、早々申し出、御沙汰を受くべく候事、婦人老年の者共落ち来り候を、猥りに苦め申すまじく候、精々勞り置き、差し出づべく候事。

一、金相場、願の通り当分の処、百八匁に御定め仰せつけられ候事。

但し歩指なく、正銀札の事。

一、去る寅年、洪水に付、種粃・夫食代として先に幕吏共より貸付候分、帳面の通り上納御容赦仰せつけられ候事。

一、但馬国支配地の分、銀納の処、当辰年より前々の通り、四割五分下げ、上納仰せつけられ候事。

一、丹後国支配地、上納の処、当辰年より五歩米納、五歩銀納仰せつけられ候事。

一、丹後但馬の検見は、村々十五年平均をもつて定免仰せつけられ候事。

一、村々貯穀の儀は、名あれど実これなき趣につき、此の後廢せられ、追々別に肝要の御新法仰せつけられ候事。

一、鉄砲証文、村中小入用帳は、以来廢せられ候事。

一、上納免合、御容赦の御沙汰につき、田畠有徳の者のみ利益を得候次第に立至り候儀は朝廷の御趣意に背き候間、急ぎ窮民を取調べ、救われ方御法立てさせられ候につき、しゅうかこぞく鰥寡孤独（やもめ、みなしご）は勿論、窮民の人口、家数を早々調べ立て、申し上ぐべく候事、

右の条々、朝廷より仰せ出され候間、百姓一同小前末末に至るまで、厚く相心得、御奉公筋相勤め、産業わざ情りなく、勉勵いたすべく候事。

慶応四年戊辰正月

官軍執事

丹後
但馬
村々

廢藩置県

明治二年（一八六九）版籍奉還が行なわれたが、中央政府としては実質的な統治はできず、従来の藩が統治していた。これでは満足できず、国内における政治的・社会的不安を一挙に解決するため、すみやかに中央政府が各藩を直接統制しなければならぬと考えていた。各藩は徳川幕府倒壊後も依然として藩主が藩知事として実権を握っていた。しかし、藩の財政は借財に苦しみ破綻寸前の状態であり、これらを新政府に肩代わりしてもらふことを望んでいた。版籍奉還に政府は慎重にことを進めてきたが、廢藩

置県は政府部内では慎重な手順を踏んで来たが外に対しては一挙に断行した。明治四年（一八七二）七月十四日在京の藩主を一堂に集め廃藩置県の詔書を読み上げ有無もいわさず承知させてしまった。但馬各藩では借財が肩代わりされることは願ったりかなったりであった。特に家臣に対する俸禄については減給につぐ減給であったので、これを新政府が支払ってくれるということは藩にとって大変な魅力であった。さらにまた藩が発行していた藩札についても新政府の円と切り替えてくれるということ、これまた藩の借金を肩代わりしたことになる。

廃藩置県過程一覧表にもみられるように、すでに久美浜代官所支配の天領であった奥竹野村と三椒村は、明治元年（一八六八）には久美浜県となっており、同四年七月に藩から県へかわったのは中竹野村と竹野村であった。このようにして豊岡藩は豊岡県に、出石藩は出石県に、村岡藩は村岡県へと移行した。ところがその行政区画は小藩もすべて県にしたので、全国では一使三府三〇二県となった。藩が県になったことは明治維新の変革の重要なポイントを制したものであり、明治政府としては大事業を成し遂げたというべきである。しかし、三〇二県というのはあまりにも多すぎたので、そこで中央政府は同四年十一月に県の合併を行なった。たとえば出石県に例をとってみると出石県と呼ばれたのはほんの四カ月余であった。十一月の合併では、豊岡県を中心として行なわれ、全丹後・但馬と丹波三郡が新しい豊岡県となった。その範囲は久美浜・生野・篠山・柏原・福知山・宮津・峰山の各県とまたそれらが支配していた飛地もすべて豊岡県となった。こうして但馬八郡・丹後五郡・丹波三郡の計一六郡にまたがり、一五八町、一五四九村、総反別四万一四〇町八反一畝二三歩九厘二毛、旧石高四六万七二四石四斗九升九合一勺三寸、人口五〇万人の実に堂々たる大豊岡県が成立し、

第一節 王政復古

表48 廢藩置縣過程一覽表

下東金	坊森二小御河門須大桑川	銅	下中床	區
塚大谷原	岡本原城又內谷須野谷森野本南谷	山	村村瀨	分
下東金	坊森二小御河門須大桑川	三	——	現大字名
塚大谷原	岡本原城又內谷須野谷森野本南谷	椒	椒	幕末所領
出石藩	代久美浜 代官所	代久美浜 代官所		明治元・五
出石藩	久美浜	久美浜		明二・八
出石縣	久美浜	久美浜		明四・七
豐岡縣	豐岡縣	豐岡縣		明四・一一
第一小区 第八大区 豐岡縣	第一小区 第八大区 豐岡縣	第四小区 第三大区 豐岡縣		明五・六
第一小区 第八大区 兵庫縣	第一小区 第八大区 兵庫縣	第四小区 第三大区 兵庫縣		明九・八
竹野下組 戶長役場 莊野新立門	竹野上組 戶長役場 太田通四郎立門	戶長役場		明二・七
竹野下組 戶長役場 莊野新立門	竹野上組 戶長役場 小林藤助	椒村 組役場	郡區町 村編成法	明一六・七
竹野九ヶ村外 戶長役場 莊野新立門	河内外一ヶ村 戶長役場 遠富五郎右立門	椒村外 二ヶ村戶 長役場		明一九・六
中竹野村	與竹野村	三椒村		明二二・四

第一章 竹野の明治前期

奥須井	浜須井	切須井	田久浜	宇日日	駅前	西町	下場	馬場	東町	中町	上町	草飼	松本	羽入	阿谷	和谷	須谷	芦谷	小谷	鬼神谷	
奥須井	浜須井	切須井	田久浜	宇日日	草飼	竹野					草飼	松本	羽入	阿谷	和谷	須谷	芦谷	小谷	鬼神谷		
												出石藩									
												出石藩									
												出石県									
												豊岡県									
豊岡県 第八大区 第三小区		豊岡県 第八大区 第一小区		豊岡県 第八大区 第三小区		豊岡県 第八大区 第三小区		豊岡県 第八大区 第三小区		豊岡県 第八大区 第三小区		豊岡県 第八大区 第一小区		豊岡県 第八大区 第一小区		豊岡県 第八大区 第一小区		豊岡県 第八大区 第一小区		豊岡県 第八大区 第一小区	
兵庫県 第八大区 第三小区		兵庫県 第八大区 第一小区		兵庫県 第八大区 第三小区		兵庫県 第八大区 第三小区		兵庫県 第八大区 第三小区		兵庫県 第八大区 第三小区		兵庫県 第八大区 第一小区		兵庫県 第八大区 第一小区		兵庫県 第八大区 第一小区		兵庫県 第八大区 第一小区		兵庫県 第八大区 第一小区	
												竹野下組 戸長役場 莊野新立門									
												竹野下組 戸長役場 莊野新立門									
												竹野村外 一八九村 戸長役場 莊野新立門									
												竹野村									
												中竹野村									

県庁も設置され、大豊岡県を整えていこうとした。竹野谷の各村も今日ほど交通の便は良くないにしても、県庁所在地がごく近くにあったことは頼もしい限りであったであろう。県立豊岡病院・師範学校・郵便役所など県庁所在地ならではの公共施設が次々に建てられたがその費用の大部分は県民の負担によるものであった。この改革によって全国は一使三府七三県となった。

しかし豊岡県も長く続かなかつた。明治九年（一八七六）八月再び県の統廃合が行なわれ、豊岡県・飾磨県・兵庫県を合併して兵庫県とすることが決まった。なにしろ神戸という日本最大の貿易港を有する兵庫県は大きくなければならないとの明治政府の意図から出たものであった。以後、県の統廃合は行なわれていないが、現在の広さでいうと、八三五〇・八九平方キロメートルで近畿七府県のうちもっとも大きく全国第一二位である。この統合によって全国は一道三府四三県となった。

地租改正

江戸時代の年貢は現物で上納することになっていた。この制度は明治政府にとっては国の施策を進める上において都合な点が多々あった。すなわち年々の豊凶によって国の収入が変わり不確定であること。また徴税手数が煩瑣なことなどがあげられる。したがって金納にする必要があった。税は収穫に対する課税ではなく地価に対するものであり、政府の年々の収入を安定させることができるからである。そこで明治六年（一八七三）七月二八日地租改正条例が發布され、地価の一〇〇分の三を金納することが定められた。明治政府は大閣検地以来の大規模な土地調査事業を行なった。当時竹野谷は豊岡県に属しており県から派遣された係員と地元の村役との協力によって田畑・宅地と同様、山嶽も三角測量で正確に行なわれ、地図が作製された。明治の地租改正によって、田畑・宅地のほか、山嶽にも課税されることになった。その野取図、

写169 地目等級一目瞭然表 (桑野本・三輪與三郎蔵)

地番割付帳は今でもどの地区にも保存されている。

竹野谷では三原・椒(気多郡)は第三大区に属し、それ以外(美含郡)は第八大区に属していた。第八大区では同六年二月各村の代表者が香住村に集まり地券についての説明をうけている。また第八大区の中の第三小区の村々が訓谷に集まって相談をした(浜須井・奥)。その時に

作製された地図がもとになり何回かの修正をうけたのち、現在のような字限図ができたのである。したがってどんな地所も皆地租の対象とされた。地租収入は国家財政収入の九三パーセントを占めていたので、この収入がいかに大事なものであったかを知ることができる。またこの収入をもとにして明治の大事業が遂行されたことを思うとき、明治維新の大業をなしとげたその背後に農民の大きな力があつたことを知ることができる。

政府は地券を発行する前に、その手始めとして同四年(一八七二)大蔵省達第四七号によって田畑勝手作の許可を出している。このことは江戸幕府が寛永二十年(一



写170 野取図 (蕪区蔵)

六四三)の御触書以降、年貢収入を確保するために、幕府や諸藩が作付品種を制限してきたことを解除するものであった。思うに金納地租とすれば作付品種を制限する必要はないからである。

次に明治五年(一八七二)二月一日、太政官布告第五十号で地所永代売買禁止が解禁された。これも寛永二十年(一六四三)、田畑の売買を禁止した法令を解除するものであった。禁止の理由は土地の兼併や農民の離村を防ぎ、本百姓を維持して年貢の確保をはかるもので、違反者には重罪を科した。しかし質流しや書入れなどの形で破られ、のち次第に緩和されていった。

明治五年(一八七二)二月二十四日大蔵省達二五号「土地売買譲渡に付地券渡方規則」が発せられた。この年発行された地券が壬申地券と呼ばれている。地券は土地所有権確認書であり地租賦課の手段とされた。同年二月一日に地所売買が自由になったのにつけくわえ、その売買には地券の交付が必要とされたのである。同六年(一八七三)以後地租改正に伴い課税の基礎資料として地主に授与された。地券には、土地の持主・所在地・地目・面積・地価・地租額などが記載された。同二十一年(一八八八)登記法の実施により、地券が廃止されるまで約一五年間通用したが、紙質も悪く贗造のおそれもあり、記載事項も不正確をまぬがれなかった。この地券の特徴は江戸時代から年貢の対象は田畑に限られていたのに、荒地・林野にまで課税の手が伸びてき

て地券を基にして徴税された。竹野町内に今残っている地券をみると、同十年（一八七七）ごろ発行されたものが多い。また林野の測量はすこし遅れてなされたので同十二年（一八七九）以降のものが多い。しかし飾磨県などで発行されている地券は豊岡県のものよりすこし早い。豊岡県では同五年（一八七二）に地券係を置き同六年（一八七三）には各郡に係官を派遣している。測量作業は同七年（一八七四）三月に開始され同十四年（一八八二）に終了している。測量法は三斜法と云って図面上の土地をいくつもの三角形に分割し、一つ一つの面積を出して、それを合計して一筆の面積を出すという方法がもちいられた。現在でも土地の求積にはこの方法がもちいられている。同八年（一八七五）十月、豊岡県では地券台帳の割増を命じてきた。従来六尺五寸を一間として計算していたものを六尺とすることであった。この方法で積算すると従来的一段よりも五二坪〇七八増すことになった（「本政官上申」
須井・奥野泰史蔵）。田畑の等級は一筆毎に十段階に分けて課税されたが、算定の基礎は同三年（一八七〇）から五年間の平均価格をとって決められた。当時米一石当たり四円三九銭、大豆一石当たり四円二八銭、麦一石当たり一円二六銭であった。山林原野の格付けについては郡役所の指示により、同十二年（一八七九）山林原野等級作成委員会が設置され、郡委員五名と郡内を数区に分けて組合を作り、その組合から出される組合委員九名とからなる委員会等で等級を定めたが、その時モデル地区に選ばれたのが坊岡村であり、竹野谷の委員は坊岡で研究をした。山林原野の地租改正事業は、同九年（一八七六）統合後の兵庫県によって行なわれた。同十二年以後は等級決定が重要な作業となった。同年四月「地等取調心得」が頒布された。竹野谷内では宅地・田畑・林野の等級表が作成されている（桑野本・三
輪與三郎蔵）。

地租は土地所有者から金銭で納税されたが、小作人は江戸時代とまったく変わらない年貢を米納で地主に納

め、明治維新の農民に対する年貢半減の夢はまったく実らなかった。

(2) 地方制度

治安警察

明治政府になってからは「捕亡方」が設置されたが、その後名称は「羅卒」・「巡羅卒」・「番人羅卒」と改称された。現在の「巡查」という名称となったのは明治十八年（一八八五）八月十日の太政官布告によるもので、「羅卒を巡查と改め等級月俸左の通り相定め候条、この旨相達し候事」とある（「兵庫県警察史」）。明治維新は戊辰戦争を経て新しい政権ができたのであるから治安が不安定となる要素は多分にあった。したがって明治政府にとって治安警察は重要な問題であった。

竹野村においては同八年（一八七五）に屯所がおかれている。これが現在の城崎警察署の前身である。その歴史をたどってみると次のようである。

- 一、明治八年月日不詳、美含郡竹野村竹野に警察屯所設置される。
- 一、明治十年二月日不詳、竹野屯所を城崎郡湯島に移転し、湯島屯所とする。
- 一、明治十四年七月五日、湯島屯所を湯島分署と改称する。
- 一、明治二十年一月管区を六区となし、各受持区に巡查宿泊所を設け一名宛を配置する（港・竹野・中竹野・奥竹野・内川・城崎）。
- 一、明治三十年六月県告示第一六七号で豊岡警察署城崎分署と改称する。
- 一、大正十五年六月二十六日 兵庫県告示第四三二号で警察署名称位置区画改正の結果、城崎警察署と改称、同年七月一日から施行せられる。

(以下略)

警察は機動的でなければならぬが、明治二十年（一八八七）乗馬ズボン・靴を着用することになった。同三十七年（一九〇四）、兵庫県下に自転車二〇〇〇台と自動車三台が配置された。

また警察は通信網を整備しておかなければならないが、警察電話が初めて設置されたのは同十七年（一八八四）、寺家町警察と高砂分署間であった。次に同二十五年（一八九二）に交換所設置、同二十六年開始、同三十三年（一九〇〇）生野―和田山―八鹿―出石―豊岡―城崎の間に警察電話が架設された。これを郵便局の場合と比較してみると、警察電話がいかに早く設置されたかがわかる。竹野郵便局では同三十七年（一九〇四）に電信が開始され、大正十一年（一九二二）八月十六日に電話が開設された。それで警察電話は郵便局電話より二、三年早かったのである。その他警察電話には知事直話・警務長直話・高等警察係直話も設置されていた。
（『城崎警察署沿革史』）

戸籍

江戸幕府は慶応三年（一八六七）版籍を奉還したが籍とは人民のことであり、これを具体的に把握するものは戸籍である。したがって戸籍を作成することは新政府にとってきわめて重要なことであった。新政府は明治二年（一八六九）六月民部官が戸籍の作成を命じた。この戸籍は近代的なものであり文政八年（一八二五）長州藩が作成したもの（明治元年（一八六八）を京都府戸籍として取り入れた。この京都の仕方を政府は全国に施行したのであった。政府が施行を命じて、一カ月後、同二年（一八六九）七月久美浜県では戸籍編成要領を作り戸籍の作成を指示した（千葉市・安田達蔵）。その他の藩県においても太政官の指示を受け戸籍の編成が行なわれたと思われる。

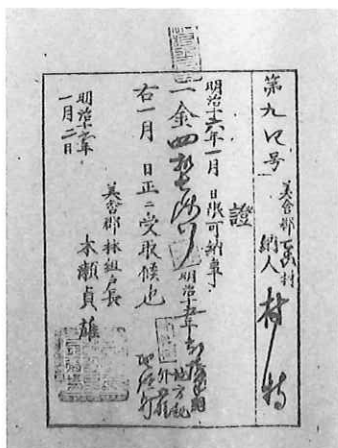
政府はこれに引き続き同四年（一八七二）四月四日、太政官布告戸籍法によって大々的に戸籍の編成を急がせた。東京・京都・大阪及び開港場については直ぐに、その他の府藩県は同五年（一八七二）二月から百日にわたって戸籍の編成を命じた。その結果、全国の戸籍は完成した。同年の干支が壬申であったのでこの戸籍を「壬申戸籍」とよんでいる。この戸籍は従来の身分制度を廃して実用本位に作成された。内容的には戸主を筆頭として家族を直系尊属戸主の配偶者・直系卑属・傍系親属の順にかかれている。政府はこの戸籍をもととして、徴兵・徴税・衛生・教育など行政全般にわたって活用した。その後同十九年（一八八六）には内務省令・訓令によって、支出入・寄留者届方・戸籍取扱手続・戸籍登記書式などが改良され一段と整備された戸籍となった。同三十一年（一八九八）民法の「家」の制度がさだめられ戸籍は民法付属法となった。大正三年（一九一四）の改正は身分登記簿を廃止して戸籍一本とし、戸籍の身分公証制度としての側面を強化した。また寄留制度が不備であったので独立法としての寄留法が制定された。昭和二十二年（一九四七）憲法改正に伴い、家制度は廃止されたので、これに対応する戸籍法も大改正を受け、戸籍は夫婦と未婚の子を単位とする家族に編成されることになり、その切り替えに事務当局としては、ほう大な事務量を処理しなければならなかった。



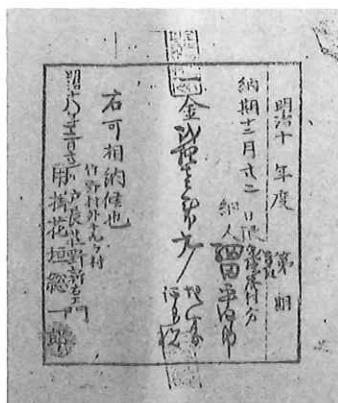
写171 戸籍簿（森区蔵）

戸長役場

明治四年（一八七二）制定の戸籍法によりはじめ
て戸籍掛の官吏として戸長が設けられ、同二十一
年（一八八八）市町村制ができるまで約一七年間続いた。最初の
出発はたんに戸籍係というような意味であったが、同五年（一八
七二）四月布告一一七号による名主・庄屋などの名称廃止をへて
各戸長は実質的に官吏として位置づけられた。同七年（一八七四）
には大区の区長・区長見習、小区の副区長・副区長見習、村町の
戸長・副戸長に対し月給が支給されるようになった。したがって
従来、庄屋・年寄などの権限は小さくなり一般行政事務は戸長
役場で取り扱うようになった。しかし本格的に戸長役場として位
置づけられたのは同十一年（一八七八）郡区町村編成法施行以後
である。同法施行以前に戸長役場という名称で呼ばれたこともあ
ったが、名称はまちまちで一定していなかった。役場には戸長の
ほかに副戸長・用掛り・筆生・手伝人などの役職がおかれていた。
連合町村戸長制が敷かれた地域では連合町村に一つの役場がおか
れた。役場建物は戸長の私宅が使用された。竹野谷では竹野下組、
竹野村外一九カ村戸長役場、戸長荘野新右衛門、竹野上組河内村



写173 戸長の領収書（轟・細田昌蔵）



写172 戸長の領収書（轟・細田昌蔵）

一カ村戸長役場、戸長太田垣四郎右衛門、椒村外二カ村戸長役場が設けられた。戸長役場は全般的には同十二年（一八八九）市町村制施行によって、市町村役場が設置されたことにより廃止されたが、一部（特に都市部）ではそれ以前に廃止され、区長がその事務をかねた地域もあった。

行政制度 江戸幕府倒壊後、明治政府の行政は試行錯誤をくり返しながら転々と変わった。幕府は慶応三年（一八六七）十二月に大政奉還を行なった。そこで朝廷には太政官が置かれた。しかしこの

新政府は版籍が奉還されておらず実質を備えていなかった。これを平和的に奉還させることは難しく戊辰戦争に訴えて全国を手中に収めた。但馬では慶応四年（一八六八）一月にはほぼ官軍の支配下に入った。久美浜代官所領が久美浜県と改められたのは明治元年（一八六八）九月である。出石藩では江戸幕府時代そのままの名称で「出石藩庁」の名で文書が出されている。当時竹野谷では三椒村及び奥竹野村は久美浜県に属し、竹野村及び中竹野村は出石藩に属していた。太政官は各県・各藩に対して通達を出して行政を行なっていた。大名はそのまま藩知事として君臨していた。

出石藩では明治三年（一八七〇）十一月村々の役職の名称変更を行なった。大庄屋を大郷正・小郷正に、庄屋を大坊正・小坊正とした。その後引き続き十二月、大庄屋を小郷長に、大庄屋取締を同補助に、村庄屋を大里長に、組頭を小里長に、長百姓を大議人とし、また組頭を大伍長（一五戸管轄）・中伍長（一〇戸管轄）・小伍長（五戸管轄）といった（但馬史V）。当時の役職名が使われている文書が羽入に残っている（写174）。



写174 明治5年の役職名（羽入区蔵）

前書之通相違無御座候、以上。

明治五年

申正月日

大議人 幸右衛門

小里長 弥左衛門

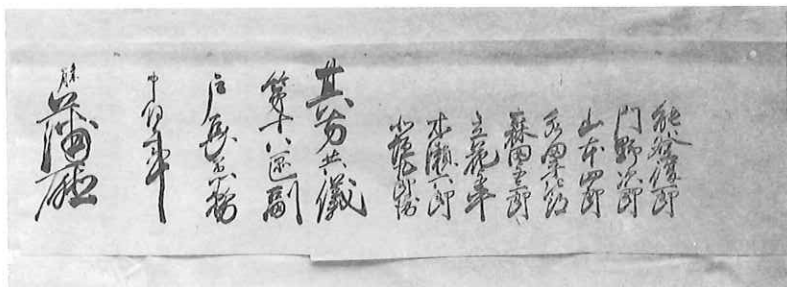
大里長 治三郎

明治四年（一八七二）七月出石藩は廃藩置県により出石県となるが、領内を二三区に分ち一区内の里長の内から一名を選び、戸長兼職を命じ、区内の戸籍は戸長が区単位に編成することとなった。

久美浜県の場合、幕府領時代には三〜四村ごとに惣代庄屋を置いていたが、同二年（一八六九）十一月から惣代庄屋を廃して大庄屋制としたが、再び同三年（一八七〇）一月大庄屋制を廃止した。同二年（一八六九）一月森本村太田垣四郎右衛門は久美浜県美含郡大惣代に任命された、引き続き美含郡大郷長に任命された。また同年三月から五人組の組頭を伍長と改めた（須野谷・富森担二蔵）。当時の久美浜県竹野奥組の村名と戸数は左の通りである。

- 川南谷 一一 御又二九 桑野本四一 二連原一三 大森一九 小城二九 須ノ谷一六 森本五五 門谷二二
 三 坊岡四〇 河内三二 林九

同四年（一八七二）十一月には但馬全域は第二次豊岡県にすべて統合され竹野谷は久美浜県・出石県の区別



写175 副戸長の辞令書 (森・細田昌蔵)

はなくなった。

この年、竹野下組では莊野新右衛門が戸長に任命され、竹野村外一九カ村の戸長役場が同宅に置かれ戸籍事務が行なわれた。

名は体を表わすというが、役職名は正にその通りである。したがって、新政府は幕府時代のイメージを払拭するため、役職名の変更をしはば行なっている。同五年(一八七二)四月九日には太政官布告で庄屋・年寄の名称を廃し、戸長・副戸長と改称した。これによって従来戸長は戸籍事務だけを担当していたが、以後、行政全般にわたって事務を執行することになり、戸長の任務が非常に重くなっていく(「港村史」)。豊岡県では同年五月、大郷長を区長に中郷長を副区長と改称した。文書には「これまで戸長相勤候者いづれも区長たるべき事」と記されている(須野谷・富・森担二蔵)。

同五年(一八七二)六月庄屋制を廃止し、行政上、大小区制が実施され戸長制となる。

同七年(一八七四)役職の呼名がかわり小区の副戸長までの役職者はすべて官吏になって月給が支給されるようになった。また各村の旧庄屋は小区の用掛となり、従来行政の末端組織として重きをなしてきたが、この時期から支配力を失うことになった。



写176 出石藩の区の構成 (藤・細田昌蔵)

大区小区

大区小区の制度は正確にいうと、明治五年（一八七二）十一月十日、大蔵省達一四六号によって法制化され、同十一年（一八七八）七月二十二日「郡区町村編成法」によって廃止せられるまで約五年間実施された。廃藩置県以後新政府が統一的支配を目指して再編成するために定めた制度である。これは当時の地方官の意見を反映したものであった。しかし実際の施行は土地によりまた時期によりまちまちであるが、大区は県を数区に分け、その大区のもとに数小区をおき、小区のもとには数町村をおいた。この時

期から一年前すなわち同四年（一八七一）四月戸籍法による新行政区画である区が設定されたものが最初である。役職としては大区に区長、小区に戸長、町村に副戸長、用掛などの吏員が置かれた。しかしこの制度は旧来の町村を無視する官治的なものであり、長い伝統をもつ町村を無視できず農民の抵抗で無力化し、「郡区町村編成法」実施とともに廃止された。廃藩置県一覽表にもあるように三椒村は第八大区第四小区に、奥竹野村・中竹野村、宇日・田久日は第八大区第一小区に、竹野村の大部分は第八大区第三小区に編成された。

三 新法

明治四年（一八七二）廃藩置県が行なわれる一〇日前に「戸籍法」が制定されて、全国一斉に区が設けられ、その区に戸籍事務を行なう役人として戸長が置かれた。この制度は戸籍を扱うために設けられた制度であったが次第に行政まで取り扱うよ

うになってきた。その後、区が大区と小区に分かれた。しかしこの区は従来の山河平地など、自然を無視した分割であったために、住民からは不評であった。その後同九年（一八七六）十月に公布された「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」は以前の自然村になおそうとしたものであった。

同十一年（一八七八）七月大政官布告第一七、一八、一九号をもって、三新法（郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則）が公布された。当時の政府は地方政治には全く力を削ぐ余裕もなく中央政治に忙殺されていた。したがって政府は中央のことも地方のことも国民の苦情を聞かなければならなかったので、地方のことは地方で処理させることが政府にとっては得策であると考えた。しかし中央の支配体制は譲ることなく地方政治を行なわせようとした。

「郡区町村編成法」は全国の行政区画および地方団体の区域の構成をさだめた六カ条からなる法律である。主として戸籍上の目的から九〇七の大区と七六九九の小区に分かれていたが、これは従来の郡町村とは無関係にさだめられたもので不便であったが、これを除いて古来の慣習に合致させようとするのがこの法律であった。すなわち府県の下に郡区町村をおき郡町村の名称は従来通りとした。しかし郡の区域が広すぎて施政上不便なものはこれを数郡とし、郡には郡長一人をおき、町村には戸長一人ずつ置くことが原則であった。したがってこの法律によって大区・小区が消滅し、町村が数年振りに再び自治体として登場することとなった。

区町村会法

明治二十一年（一八八八）に町村制が制度化され、議会が整備される。しかし議会が法律的に認められ、民主主義的な形体を備えるのは同十三年（一八八〇）「区町村会法」が制定されるからである。とはいいいながら本質的には御用議会の域を出なかった。おもな目的は当該町村の公共事業は当該

町村で費用を徴収、支出させようとするものであった。その他、規則も制定することもできたが県令の裁定を受けなければならず、町村の自由にはならなかった。

また当時の議会は議決という言葉を使わず「評決」という言葉を使っており、その「評決」の執行には区長・戸長が当たった。「評決」の不当な場合は県令の指揮を受けて執行を停止することができた。最悪の場合は議会を解散することもできた。議員を選出するための選挙権には一定の資格を必要とした。それは有産者であることであった。すなわち当該町村で地租を納めていることであった。地租を納める者の代弁者を選出する仕組みになっていた。選挙権は満二十歳で当該町村に居住するものに与えられた。被選挙権はだいたい選挙権と同じ条件であるが年齢が満二十五歳以上とされていた。議長は区長・戸長があつた。区長・戸長が出席できない場合は、区長・戸長の指名する議員に代行させることができた。会議の招集及び発案は区長・戸長が行なつた。当時は自由民権運動の嵐が日本国中に吹き荒れていたもので議会も安閑としていることはできず、議会に対する監督にも厳しいものがあり、ほとんど重要なことは県令に一任させられていた。すなわち、会期・議員の員数・任期・改選・その他の規則などである。なお議長である区長・戸長は、議決内容が法に背き治安を害すると認めることは議会を中止して県令の指揮をうけることができた。改選が行なわれた場合はその間、区長・戸長は県令の許可を得て施行することができた。竹野谷ではこれらの記録はまだ見出されていない。

(3) 神仏分離

(ア) 賀嶋宮と荆木山観音寺

中世の様子

荆木山観音寺の文書によると、中世では賀嶋宮は、観音寺の支配下にあった。

(1) 「御寄進荆木山観音寺指出之事」(羽人・阿界院蔵)と(2)文安五年(一四四八)二月十六日付の「但馬国美含郡竹野郷荆木山観音寺并愛染堂円光寺寺領事」(羽人・金龜院蔵)の二文書がある。(2)は室町時代前期の文安五年のものであるが、(1)も、それをすこし逆るもので山名氏からの寄進状と思える。

この両文書には、次の記述がある。

賀嶋宮社僧田

二反 馬走

社僧分

大 アラ田ツボ

社僧分

大 ミソソイ

社僧分

大 ハシツメ道ヨリ老松田(2)の史料による)

以上で、同寺僧が「社僧」を務めていたことが分かる。

その他に、(2)によると、「賀嶋宮 毎月廿五日 観音経田」とし「老反 ナツメカキ」があり、毎月二十五日は同社の祭日で、観音経があげられていた。(1)には「役田 ナツメカキ 賀嶋観音経 四百匁」とあり、同田から上る四百匁が当てられていた。



写177 賀嶋山の図・「石碑」とあるところが賀嶋宮跡か（明治29年鷹野神社取調書による）

この他に、(2)によると、「賀嶋宮 廿五日 法華経田」として「参反（今ハ一反半余流失）ハシツメ道ヨリ西」が寄進されている。この「法華経田」というのは、法華八講のことで、法華経八巻を、普通は四日間にあつて講釈する法会である。これが、後に加えられたものと思える。

次に、やはり(2)によると、「賀嶋宮 正月一日 大般若経田」として「月成名内壺反余 草飼前」が与えられている。正月一日には、このころになると大般若経の転読が行なわれている。

(1)には「賀嶋宮夜燈分 浜石梯（階段） 下 三反 二貫四百匁」とあり、(2)には「賀嶋宮燈油田浜石梯下壺所」となっている。これによると、賀嶋宮に夜燈をかかっていた。これは、石燈籠か、堂内の燈明か分らないが、恐らく神に捧げる「不滅の火」を捧げたものと思える。これを、同寺の僧がかかってかかげたことに興味がある。永正七年（一五二〇）の「目安」（羽入・兩 界院蔵）によると、二季の彼岸に、ししぶち（道）という所から「りうとう参候」とある。これも、同社の前にあつた賀嶋半島にかかげられたと思うが、まさに神そのもののシンボルの火である。同文書には、前記夜燈のことはなく、一步後退して、彼岸の献燈となつたのかと思えるが、こうした海岸にあつて聖火を点しつづけたのも、同寺の僧であつた。

享祿二年（一五二九）八月八日の「荊木山指出之事」（羽入・

金亀院蔵)によると、室町時代もこのころになると、供僧料も、各塔頭(たつらう)(子院)に分担が定められている。

吉町参段大 分銭六貫五百文 別当坊分

此内賀嶋供僧分大 此内河成三ヶ所流失

参段大 分銭壹貫六文 新井坊分

此内賀嶋供僧分大

参段小 分銭壹貫八文 桜尾坊分

此内賀嶋供僧分大

参段 分銭壹貫五百文 東之坊分

参段 分銭壹貫五百文 寶泉坊分

参段 分銭壹貫六百元 大乘坊分

参段 分銭壹貫五百文 知泉坊分

此内賀嶋供僧分大

参段 分銭壹貫五百文 安養院分

此内賀嶋供僧分大

以上であるが、別当坊をはじめ、新井坊・桜尾坊・知泉坊・安養院には、明らかに「賀嶋供僧分」の田畑が与えられている。別当坊は、観音寺全体を取り締まった院と思えるが、それが供僧としての役を持っているという事は、寺全体にその使命があったことを示している。特に前出(1)(2)の史料には、その傾向がうかがえ、

一段と進み、その担当の坊が定められたと思える。

また、法華八講についても、天文十五年（一五四六）三月十八日の「八講願文人敷之事」（羽入・金 龜院藏）によると、華藏院・遍照院・宝積院・藤本坊・新井坊・大聖院・安養院・奥之坊・両水院・泉水坊・桜尾坊・松尾坊・大門坊の一三の塔頭が行なっている。

この中で、前に記した供僧坊と重複するのは、新井坊・安養院・桜尾坊の三院だけである。この二者を合計するとすくなくとも一五くらい塔頭があったことは明かである。それと、同寺全体が、賀嶋宮を守護する使命があったことを、この点からも指摘できる。

江戸時代の様子

荆木山観音寺
の其の後の流れ

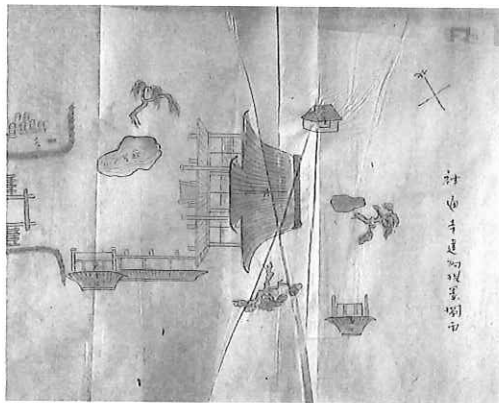
江戸時代に入ると、観音寺は急速に衰えてい

った。この中で、塔頭の遍照院は、天文十一年（一五四二）檀家の希望により、竹野浜の

竹ヶ岡の地に移り、賀嶋山神通寺と称した（明治三十七年「明細」
「帳」竹野・龍海寺藏）。さらに松尾坊も、観音寺は地理的に辺びな所にあり、その上に、たび重なる火災により、寺は疲弊し、新天地を求め、承応二年（一六五三）、松が岡に転出した（明治二十八年「龍海寺取調書」
「調書」竹野・龍海寺藏）。

さらに、慈眼院（淨願寺）は、もと興長寺の塔頭で、慶長二年（一五九七）宥心により建立され、福伝庵と

いった。しかし、同寺も寛永のころ（一六二四〜四四）に衰微し、当時同院は脇の坊といていたが、寛永九



写178 神通寺建物配置図（明治28年神通寺取調書
豊岡市・日野西真定蔵）



写179 龍海寺建物配置図 (明治28年龍海寺取調書
豊岡市・日野西真定蔵)

なう資格も得ていた。これが強みを持ち、竹野谷でも、禪宗寺院・時衆寺院があるにもかかわらず、神社の別当職は、真言寺院が独占する形をとっている。真言寺院を祈禱寺又は祈願寺などと称している(正徳三年「口上書」羽入・金龜院蔵)。浄願寺も、真言宗に改宗してからは、この資格を得、これら三寺が、賀嶋天神社の別当をつとめた。

特に、同社に関する行事は、浄願寺の享保十三年(一七二八)の「勤来候年中寺役之覚」(竹野・龍海寺蔵)によると、次のようにある。

年(一六三二)に真言宗に改宗し、慈眼院と名も改めた。その後、前記二寺とともに賀嶋天神社(賀嶋宮、当時はこのように名を改める)の別当をつとめることになるが、その本地仏観音にあやかって、浄願寺といった。

江戸時代は、この三寺が、賀嶋天神社の別当を勤めた。

祀りの内容

神通・龍海の二寺は、中世からの流れを汲み、観音寺から離れ独立した後も、本寺に代わり賀嶋宮の別当をつとめた。同宮は、中世と思われるが、天神信仰も加わり、近世ではこれが表に出て、普通天神社又は天満宮と呼ばれている。

真言寺院は、祈禱を主とし、特に本末関係が成立し、檀家制度が確立すると、住職は、亡者の葬式の資格と同時に、神社の遷宮を行

一、正月八日 村中浦祭り惣祈禱、天満宮本地堂ニ於テ、当村真言宗三ヶ寺出合、相イ勤メ候事、

一、九月廿五日 天神祭礼之節、三ヶ寺一所、祝詞・法楽相イ勤メ来候。

また、年代不記ながら前記文書と同時代のものと思われる正智院役者が、神通・龍海両寺と両界・金龜両院に宛てた「書簡」(高野山藏)によると、次のようにある。

竹野浜天満宮并宇日大明神、古来ヨリ龍海寺・神通寺・淨願寺三ヶ寺相イ勤メ(下略)、

正月八日者、恒例ノ祈禱トシテ、本地堂ニ於テ護摩供并ニ神前祝奉幣ヲ恒式ト為ス。

以上をまとめると、正月八日の新年の浦祭りの総祈禱は、天満宮に本地堂があり、そこに浜の真言寺院三ヶ寺が寄り集まり、祈禱を行なった。その内容は護摩供を法楽とし、神前の祝詞・奉幣も行なっている。

また九月二十五日の天神社祭礼も、同堂で祝詞・法楽が行なわれている。この時の法楽は中世では、観音経が読誦されているので、あるいは同経があげられたかと思える。

この三ヶ寺は、前記二社ばかりではなく、同地区の諏訪大明神・弁天社の別当もつとめていた。

社家大浜家の 現在では考えられないことであるが、近世においては、真言寺院が、神社に対しては、権限の 台頭 なるていた。

ところで、天神社には、社家大浜家がいた。同家は、応永年中(一三九四―一四二八)から、同社に奉仕していたという(「口上之覚」竹野・鷹野神社藏)。ところが、別当の下役をしていたようで、正月の牛玉札ごうぎ、恐らくこれは正月八日の祈禱の時、発行されたものであろうが、これを売り、冥加料を得ていた。

しかし、江戸も中ごろの享保年間(一七一六―一七三六)になると、次第に台頭し、別当と争いを起こしている。

古くは中野姓であったが、大浜和泉宗貞（享保十七年（一七三〇）寂）の代になり、元禄二年（一六八九）に吉田家から許状をいただき正式に弥宜やゆとなり、大浜姓を名乗った。そして、これ以後は、唯一神道を主張しはじめた（大浜文七より出石藩寺社奉行宛）。
（返答書之覚）竹野・鷹野神社蔵。

次の大浜筑後守貞精（宝暦五年（一七五五）寂）は、通称を大膳といい、大浜大和守（後、豊前守）貞信（文政八年（一八二五）寂）は、通称を文七といった。この時代になると、同家は、神道管領吉田家の雑掌（雑務をつとめる）鈴鹿家の後援を受けている（年不記十二月五日鈴鹿下野守等より竹野・鷹野神社蔵）。そして、宝暦五年（一七五五）二月の大浜文七から出石藩寺社奉行宛の「返答書之覚」（竹野・鷹野神社蔵）には、「美含郡竹野浜村四社之祠官大浜筑後せがれ・大浜文七」と称しているところからみると、賀嶋天神社をはじめ同村の神社に対する権力を、大浜家は次第に固めていたものと思える。それは、背後に、鈴鹿家を通じ管領の吉田家の威光を受けてのことと思える。

なお、前出鈴鹿下野守等よりの書簡中に、前年に天神社が火災に遭って難渋していると記述しているが、こうした災難の時、実際に力を尽さなかった真言宗三力寺に対し、その復興を我が家のように思い全力をつくした大浜家が、結果的には、優位にたつようになったとも思える。

(イ) 神仏分離の進行

竹野町の神仏分離 表49に示しているが、江戸時代には、意外に多くの別当寺院と、旧神主家が、各地区の
 に関する史料 神社をまつっていた。これを知る手がかりになるのは、結局は、各社にある棟札しかな

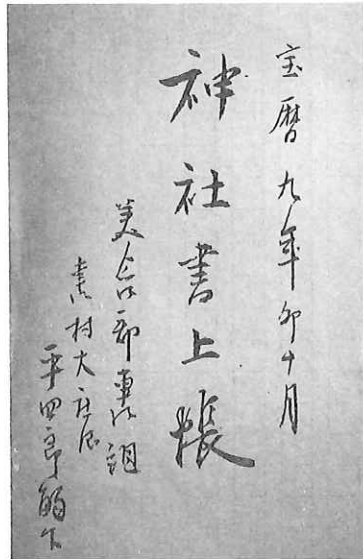
かった。江戸時代には、大庄屋平四郎がまとめた宝暦九年（一七五九）の「神社書上帳」（森・細）をみても、幾分かは記述されているが、徹底していない。次に同大庄屋がまとめた慶応四年（一八六八）の「同帳」は、

同年は明治元年にも当たり、江戸時代から明治時代に
移る前の姿を知ることができる。

また同年四月の美含郡轟組の「同帳」(轟・細田昌蔵)は、
轟村・竹野浜村・羽入村の寺側、つまり別当寺院を
記している貴重な記録である。何かその後、怒濤
のように進んだ神仏分離に対し、寺側の最後の反抗
を示しているような気がする。

表49 「主な神社の変遷表(特に別当・神主について)」

番号	地名・神社名	江戸時代名・社格	同時代別当名(棟札が主)	明治時代神格・神主名	現在(神主名 年代は棟札)
一	河南谷・星神社	氏神・星大明神社		村社(1873以下同)	神主大浜
二	桑野本・桑原神社	延喜式 桑原神社 国主大明神社 氏神・稲蔵大明神社		村社 式内桑原神社(稲蔵神社を合併)	同右
三	大森・稲荷神社	氏神・若宮大明神社 稲蔵大明神社		村社 稲蔵神社・神官大石繁正	同右
四	須野谷・熊野神社	氏神・熊野若一王子 権現社	1686 別当蓮華寺 1755 弥勒寺 1815 願音寺 1870 長養寺 神主高義	村社・熊野神社神主勤大石繁正	同右
五	門谷・稲荷神社	氏神・稲荷大明神社	◎1792 荒神文殊院	村社 ◎清明神1870 山森神主和泉	同右
六	河内・八幡神社	八幡宮		村社◎清明神1870 山森神主和泉	同右
七	御又・大川神社	氏神大川大明神社		村社1870 祭主山森和泉 1926 祭主笹尾正信	1959 同右
八	小城・十二所神社	氏神拾貳所権現社	1819 別当文殊院	村社1870 祭主山森和泉	1883 同右



写180 宝曆9年
「神社書上帳」(轟・細田昌蔵)

第一節 王政復古

九	二連原・天神社	天満天神社		村社	同右
一〇	森本・桑原神社	〔延喜式〕桑原神社 苗原〔代〕大明神社	1759 社人苗原治良大夫	村社式内桑原神社	同右
一一	神原・山中神社	山中權現社		村社	
一二	坊岡・米持神社	米持大明神社	1859 神子山森近江 神主大浜豊前貞改	村社 1872 山森吉孝	1949 神主大浜
一三	林・色來神社	〔延喜式〕色來神社 氏神広瀬大明神社	1787 別当五良大夫 1800 丹田五良大夫 〔稻荷社〕 1735 別当常樂寺	村社式内・色來神社 1879 丹田五良大夫	同右
一四	下塚・小山神社	小山大明神社	1564 神主惣大夫 1777 別当蓮華寺	村社	1963 同右
一五	大谷・日御崎神社	氏神日野勾瀨大明神社	1759 別当蓮華寺	村社 日御崎神社	1957 同右
一六	金原・日吉神社	氏神山王權現社	〔本地堂〕別当蓮華寺 1862 別当蓮華寺	村社・日吉神社	1968 同右
一七	轟・森神社	森大明神社 阿古谷神社	〔稻荷大明神〕蓮華寺持	村社	1874 同右
一八	鬼神谷・八幡神社	氏神若一王子社	1678 別当蓮華寺	村社 八幡神社	同右
一九	小九・八坂神社	氏神牛頭天王社	1697 別当蓮華寺	1868 氏神祇園社 村社 八坂神社	同右
二〇	芦谷・三柱神社	氏神三宝荒神社		1868 氏神三宝荒神社 村社 三柱神社	同右
二一	須谷・院森神社	氏神大森大明神社	(桶の梵写、別当蓮華寺)	1868 氏神大森大明神社 村社 院森神社	1975 同右
二二	田久日・三柱神社	氏神三宝荒神社	(別当、両界院と考えられる)	1868 氏神三宝荒神社 村社 三柱社	同右
二三	宇日・三柱神社	氏神三宝荒神社	1782 別当金亀院	1868 氏神三宝荒神社 村社 三柱社	1954 同右
二四	阿金谷・石原神社	〔阿金谷神社〕 氏神妙見大権現社	1756 〔修正会法則より〕 別当両界院 1832 別当両界院	1868 氏神妙見社 村社 石原神社	1953 同右
二五	草飼・鏡宮神社	氏神鏡宮大明神社	1759 別当なし 1808 別当金亀院	1868 氏神鏡宮大明神 村社 鏡宮社	同右
二六	切浜・三柱神社	氏神三宝荒神社	1798 〔三宝荒神軸より神主見形家山宮崎家〕	1868 氏神三宝荒神社 鍵預り 村社 三柱社	同右

二七	奥須井・八坂神社	氏神祇園牛頭天王社	1759 社人福田治右エ門 <small>(別当的立場)</small>	1868 氏神祇園社 <small>建領り治右エ門</small>	村社八坂社	1931 同 右
二八	同・春日神社	氏神 <small>春日住吉七社</small> 大明神社	1759 社人神田治右エ門	1868 春日大明神社	末社春日社	同 右
二九	竹野浜・鷹野神社	氏神天神社	別当龍海寺・浄願・神通各寺、社人大浜	1868 氏神天神社、社人大浜	郷社鷹野神社	同 右
三〇	同・宇日神社	氏神宇日大明神社	別当龍海寺、社人大浜	1868 氏神宇日大明神社、社人大浜	村社宇日神社	同 右
三一	同・諏訪神社	氏神諏訪大明神社	別当浄願寺、社人大浜	1868 氏神諏訪大明神社、社人大浜	村社諏訪社	同 右
三二	同・八坂神社	祇園牛頭天王社	別当神通寺	1868 氏神祇園社、別当神通寺	村社八坂社	同 右
三三	羽入・新宮神社	新宮權現社	1756 別当両界院 <small>(修正会法則)</small>	1868 新宮社	村社	同 右
三四	同・愛宕神社	愛宕權現社	別当両界院・金亀院	1868 愛宕社、金亀院・両界院持		両界院 金亀院
三五	松本・小守神社	氏神子守大明神社	1679 別当 <small>(金亀院)</small> 1804 別当金亀院	1868 氏神子守大明神社	村社小守神社	1941 神主大浜
三六	同・八坂神社	牛頭天王社	1768 別当金亀院	1868 祇園社	末社八坂社	金亀院
三七	和田・若宮神社	八王子社		1868 氏神八王子社	村社若宮神社	神主大浜
三八	椒 <small>〔延喜式椒獨神社〕 〔太田文八幡宮殿椒別宮〕</small>		八幡宮 1669 本寺大岳寺 1802 別当大岡寺	八幡大神社	村社椒神社	小田井神社 神主稲垣家
三九	三原・産霊神社	妙見山御宮	1694 別当長昌院			同 右

明治十年（一八七七）の「但馬国美含郡神社取調」は、大浜貞邦によってまとめられたもので、もう完全に分離が終わった後の様子を示している。つまり、現在とほぼ同じ状態になっている。

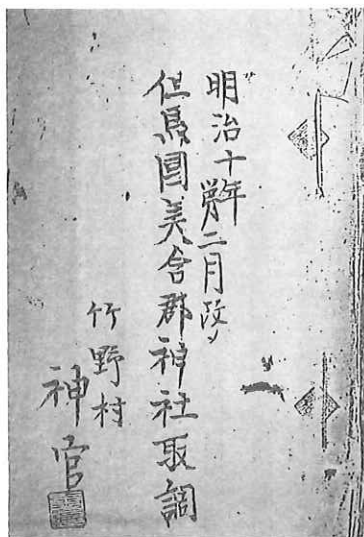
明治四十三年（一九一〇）からはじまり昭和十三年（一九三八）に完結した『兵庫県神社誌』（（兵庫県神職会編））は、県下神社の歴史を知るには、一番まとまったものであるが、竹野町の部分は、あまり参考にはならなかった。

竹野町の神仏分離
の具体的な姿
分かる。

明治時代に入り、日本全体の神仏分離は、慶応四年（一八六八）三月に発せられた太政官布によることは、周知のことである。そこで、竹野町の場合を調べると、次のことが

まず社名であるが、慶応四年（明治元年（一八六八））に、神仏分離令が三月に発布され、その直後の四月に報告された美含郡轟組の「神社書上帳」（前出）では、江戸時代のままである。「表49」の同欄は、宝暦九年（一七五九）の「同書」（前出）による。ところが、『兵庫県神社誌』の竹野町各社の記述をみると、明治六年（一八七三）に、各社に社格が与えられているが、この時に、現在の社名に変えられたと思われる。

式内社は、森本の桑原神社（表49の番号一〇、以下同）、林の色来神社（一三）のように、その当時の名を復活している。三宝荒神社は、軒並みに三柱神社、さらに竹野町で脇社にある八大荒神社は、八柱神社となっ



写181 明治10年「但馬国美含郡神社取調」（竹野・大浜家調、同家蔵）



写182 慶応4年「神社書上帳」（竹野・鷹野神社蔵）

ている。祇園牛頭天王社は八坂神社、八幡宮は八幡神社であるが、鬼神谷の八幡神社（一八）はもと若一王子社であった。これは須野谷の熊野神社（四）とも同一であり、熊野系の神なので、「熊野神社」とすべきであつたらう。

次に社格であるが、江戸時代には、各地区の鎮守社でも、大社は「氏神」とあるが、小社にはその資格もない。これが明治六年（一八七三）には、同一に「村社」となり、鷹野神社は「郷社」となっている。ただ式内社は同じ村社でも「村社式内」となっている。

次に注目されることは、各社に必ず「稲荷神社」を脇社として付属させている。もちろん、前からある場合は、そのままであるが、大森の稲荷神社（三）は、もと稲荷明神であるが、これが、明治時代になり、稲荷神社と改名している。本来稲荷神社ではなかつたのである。この場合でも、脇社に同一名社を建立している。門谷の稲荷神社（五）は、本来同名社であつた。この社には脇社に稲荷社がない。これをみると、必ず脇社に稲荷社を置くようにとの指導があつたと思える。

別当寺 同じ「神仏分離の具体的な姿」の検討に入るが、特に重要だと思われるので、各項目をたてなについて 自ら、追求してみる。

まず別当寺であるが、これは前記したが、遷宮の資格をもつ真言寺院に限られている。須野谷の熊野神社の場合、別当蓮華寺の他に、弥勒寺（香住町三川・真言宗）と、地元の随音寺（臨濟宗）が、関与した事例もあるが、これは数すくない例である。須谷の院森神社のように、同地区には、有力な円通寺（臨濟宗）があるが、別当は蓮華寺（真言宗）が勤めていたと考えられる。なお同社遷宮に関しては、金亀院の宥広が享保五年（一

七二〇) ごろに勤めており(同時^{二年}、中行事)、同院がかかわりをもっていた。

これら真言寺院が、何時ごろから、別当職を持つようになったかであるが、たとえば、下塚の小山神社(一四)には、室町時代末期の永禄七年(二五六四)の棟札の写しがあるが、「神主惣太夫」があり、江戸時代に入り、蓮華寺が別当となっている。棟札の調査では、江戸中期以後のものが多く、江戸初期のものもすこしあり、やはり、檀那制度の確立した元禄五年(一六九二)から間もないころを考えるべきだと思う。そして、この関係は、明治元年(一八六八)に、太政官布告の発令と時を同じくして廃止された。

しかし、たとえば、羽入・愛宕神社のように、現在なお別当という名はないが、事実上、荆木山観音寺の管轄下にある神社もある。同社は、もともと同寺の鎮守社であった。それで、この立場を主張し、それが通ったものと思える。

金亀院に、明治四年(一八七二)二月に、金亀院・両界院両檀中と、荆木亀一との間に「取替一札之事」という文書がある。これを見ると、同地区の愛宕社・八幡社・羽入村氏神(新宮社)、松本村氏神(小守神社)、阿金谷村氏神(石原神社)、宇日村氏神(三柱神社)、田久日村氏神(三柱神社)を、荆木氏が「帰節」して、一代の間は「神主」として祭祀するというを申し合わせている。これがどこまで実行されたか、特に各地区氏神社については疑問であるが、愛宕・八幡両社に対しては、効果があったのではなからうか。これに対し、轟の蓮華寺の場合は、同寺鎮守社は、八幡宮社であった(前出、宝暦五年)。場所も、同寺鐘楼堂の上にあった。それを、明治七年(一八七四)に、引下し、御社を氏子たちが担いで同じ境内地であるが、現在地に運び、氏神社小山大明神(現・森神社)と合併させ、同社の摂社としてまつている。もともと小山大明神社も、村の近

くにあったが、焼失し、ここに移している。同六年（一八七三）に、各地区の鎮守社が村社となり、名前も改められているが、これが一年遅れている。

また、松本・小守神社の場合、同社前に毘沙門堂があるが、これは仏堂であり、当然同地区を檀家にしていく金亀院が別当をし、現在でも、その祭日には同寺住職が来ている。明治五年（一八七二）に、やはり他の神社と同様に改革があったが、同社の同年の棟札によると、「社僧金亀院隆宝代」とあり、この時、祇園社・大將軍・三宝社などの小社を合併している。現在は、鎮守社殿内に、祇園・三宝両社と稲荷社がまつられているが、本社は神主大浜氏、この小社は金亀院住職が拜むことになっている。

竹野浜でも、五社大明神と、名越大明神輿（鬼の面が附属）は、別当神通寺持であった（前出、宝曆九年
神社書上帳）。この権利は、現在でも残り、現在龍海寺が管轄している。

いずれ、明治初年神仏分離の強い流れの中で、神主側の主張をする村の行政側と寺側との激しいやり取りがあり、これらは寺側に残ったものと思える。

これらの別当寺の役割は、同社の祭祀権をふくめた管理権を持っているものと考えられる。

三椒村には、式内社檮椒神社ほそがある。『太田文』には、八幡宮殿椒別宮とあり、鎌倉時代には、八幡宮の別宮として権威あるものとなっており、その後は八幡宮と呼ばれている。明治時代になり檮椒大神・八幡太神宮となる。同社の棟札によると、寛文九年（一六六九）のには、「本寺大岳寺権僧都法印宥俊」とあり、寛政三年（一七九一）の前殿再建の時には「本寺大岳寺別当多門院現住阿闍梨本舜」とある（「はしかみ」
郷土誌稿）。これによると、同社に対し、大岡寺（日高町山宮、真言宗）は、「本寺」を名乗り、別当役をつとめていたことが分かる。

林地区には、常楽寺がある。現在は堂となっているが、同地には独立的傾向が強く、鎮守色来神社の脇社稲荷社の棟札に、享保二十年（一七三五）九月二日に遷宮をしているが、「別当延命山常楽寺朝海上人・朝尚法印」と記してある。同寺が勢力あり独立的立場を維持できた時代には、稲荷社ばかりでなく、色来神社の別当をつとめていたと考えられる。

真言寺院に準じ、修験寺院が神社の別当職をつとめる場合が多い。竹野町にも、門谷に文殊院があった。当山派（真言系）の修験である。明治の初年に廃絶したようで、今はほとんどその痕跡はない。ただ、同地鎮守社稲荷神社の脇社の中に、不動尊・役の行者など十体近い仏像類がその一角にまつられている。これが、文殊院のかつての本尊などであったと考えて誤りない。他所に移転した場合、仏像類だけは、地区の人々の了解を得、ここに残していったに違いない。



写183 門谷・稲荷神社脇社、
八大荒神厨子裏書

稲荷社脇社は、三宝荒神・天神・八大荒神の三神であるが、その八大荒神の厨子の裏側に、「寛政四壬子歳七月廿三日（中略）荒神内宮一宇、寄進、當村木挽山崎丹治良、同文殊院、大工スノタ二源八」と墨書してある。寄進者の中に文殊院がみえる。この点からも、何らかの当社との関係が考えられる。

小城の十二所神社の棟札の中に、文政二年（一八一九）の三十三年目の御開帳の時のも

のがある。大般若経を転読しているが、「門谷村応峯山文殊院祐光法印」が勤めている。その裏には、「組頭三良左エ門 山伏宿」とある。同じくその次の御開帳が嘉永四年（一八五二）に行なわれているが、その時の棟札に、「別当宿 甚右エ門」とある。この点から、別当がいたことがわかるが、それは文殊院であった可能性が一番強い。河内の八幡宮、御又の大川神社などについては、何の史料もないが、この辺の神社の別当は、まず文殊院が第一に考えられる。

三原の産霊神社は、江戸時代には、妙見山御宮であった。元禄七年（一六九四）の御社建立の棟札に、「法主和州三三嶽山桜木国行、気多郡山ノ宮村長昌院、権大僧都阿闍梨光盛法師」（『兵庫県神社誌』下巻、村社産霊神社の項）とある。誤植もあるかと思え、よく分からぬ点もあるが、現在の日高町山ノ宮に、長昌院という修験寺院が、元禄のころにあったことは確かだと思われる。そして、その時の導師役を勤めている。同地区は日高町との交流が強く、同院が別当職であったとは記してなく、これ一回切りの関係であったかもしれない。この点、もうすこし調査をする必要がある。

以上、修験寺院の場合は、明治五年（一八七二）に修験道廃止の政令が出たが、すでに神仏分離令発布とともに、その解体はすすんでおり、別当職は、もちろん解任されている。十二所神社の場合は、棟札によると慶応四年（明治元年（一八六八））九月には「御又・山森神子」の名があり、この旧神主家に別当職が移されている。

旧神主家 別当職のほかに、竹野町には、旧神主家も多かった。旧神主家とは、ここでは、明治以前の神主家を指す。

竹野浜の神主大浜家

同家は、応永年中（一三九四～一四二八）から賀嶋宮に神職として奉仕していたことを前に記しておいた。中世からの伝統があり、羽入の観音寺が別当をつとめていたが、江戸時代に入っても、同寺から分かれた龍海・神通の両寺と、時衆（宗）から転派した淨願寺（慈眼院）が加わり、同職をついだ。賀嶋天神社を中心にし、宇日・諏訪両社と弁天社を別当寺院と神職大浜家が祭祀した。

ところが、享保五年（一七二〇）に、大浜大膳と三別当寺の祭祀についての口論が起こり、以後次第に神職の地位を強めて行き、明治の神仏分離の好機を迎え、急速に力を延ばし、浜の四社の神職としての地位から、竹野町全般の神社の祠官としての立場を獲得する。

須野谷の神司富森五良左衛門家

須野谷には熊野神社があるが、宝暦九年（一七五九）の「神社書上帳」（前出）には、熊野権現社尙社があり、別に八大荒神森（社地だけ）があると記している。熊野権現は、明和九年（一七七二）の鳥居建立の棟札には、「熊野若一王子権現」とあり、同神を指していることが分かる。宝暦五年（一七五五）の開眼遷宮の棟札には、「若一王子権現 八大荒神」と並んで記され、この時代にはもう八大荒神は同社に合祠されている。そして、この時の開眼導師は弥勒寺（香住町三川山、真言宗）宥憲で、願主は農長兼神司五郎左エ門休宣とある。

貞享三年（一六八六）上棟遷の棟札には、若一王子御宮とあり、別当轟村峯山蓮華寺朝海が導師をつとめ、大願主は当村庄屋藤原五郎左衛門義房とある。この時代には、まだ八大荒神は合祠されていない。

現在、同社には、若一王子と八大荒神の両像がまつられているが、背後の銘文にはともに「名主富森五郎左

「衛門藤原義房」が願主となっていることを記している。宝暦五年（一七五五）の開眼・遷宮で、弥勒寺宥憲が開眼導師をつとめているが、この時にこの両尊は開眼供養をされたのであろうか。

ところで、この富森五郎左衛門家は、貞享三年（一六八六）の時は、庄屋藤原五郎左衛門義房、両像銘も同一、これが宝暦五年（一七五五）の開眼供養の時は、農長兼神司五郎左衛門休宣となり、その下に組頭新右衛門・彦左衛門とある。この農長とは庄屋格を示していると思える。そして、「神司」を兼務していることが注目される。

この目で、同家の人名をみると、文化十二年（一八一五）の神廟修補の遷宮式には、導師は随音寺の天溪であるが、棟札の表面には、「大願主富森五郎左衛門藤原直治」とあるが、裏面の由来記中には、「当所農長兼神主富森五郎左衛門藤原直治」とある。この点から同家は、神主役をつとめていたと考えられる。貞享五年（一六八六）の棟札にある「庄屋（または名主）藤原五郎左衛門義房」も、実は「神主」を兼務していたと推定される。



写184 須野谷・熊野神社、宝暦5年棟札

同家は、まず熊野若一王子権現の神主役をしていた。この点から、同家はもと、熊野系の行者で、当地に定着していたものと考えて誤りないであろう。そして、旧神主家とし、明治までに至った。平素神主役をつとめるが、次第にその職権が薄らいでいくとともに、何

か大きな法要がある時には、僧侶を呼んで行なっている。

林の別当五良太夫家

色来神社の棟札を調べると、まず前にもふれたが、(1)享保二十年(一七三五)九月二日の脇社稲荷神社造立の一番古く、別当延命山常楽寺朝海上人、次に(2)天明七年(一七八七)五月十七日の本殿建立のに別当五良太夫、(3)文政十三年(一八三〇)の四足鳥居建立のに宮守五良太夫、(4)元治元年(一八六四)九月の御神宮再建のに神主丹田五郎太夫、(5)明治三十一年(一八九八)九月の鳥居神社殿など建立のに幹旋丹田五良太夫、寄進所石垣芳平の名が出てくる。

こうしてみてみると、(1)は、別当が脇社だけをつとめることはまずなく、江戸時代初期の常楽寺が栄えていた時代には本社 of 別当もつとめていたと考えられる。ところが、江戸も中期の(2)の天明七年(一七八七)になると同寺は衰え「別当五良太夫」が出てくる。江戸も後期になると、(3)文政十三年(一八三〇)には、「宮守五良太夫」とあり、(4)同末期元治元年(一八六四)九月のには、「神主丹田五良太夫」、(5)明治も三十一年(一八九八)九月には、寄進者石垣芳平に対し幹旋者丹田五良太夫を称している。

江戸中期以降は、五郎太夫家が、神主家をつとめ、明治六年(一八七三)ころには同職を廃していると思われる。しかし、明治の後半には、すでに神主職をやめていたが、神社の鳥居の建立や覆屋の瓦等の寄進を村内の石垣芳平にすすめる役を演じている。これらは、恐らく新しい神主職を持ったものとは認められず、旧神主家として神社への関心の高さを示したものであろう。同家も、現在は同地区には住んでおらず、いろいろ神主職としての遺品があったと思われるが、今ではこれを調べることもできない。

同社は式内社であり、江戸時代中期になると、その地に定着した宗教者が現われ、別当（宮守・神主とも）を称しているケースは多い。同家も、そうした類の一戸であつたかと思える。

森本の社人苗原次良太夫

宝暦九年（一七五九）「神社書上帳」の時代には、「社人苗原治良太夫」の名が現われる。同太夫は、苗原大明神（現・桑原神社）ばかりでなく、同地区の稲荷大明神・若宮社（ともに桑原神社の末社として現存）の社人もつとめていた。特に苗原大明神の前身桑原神社は、式内社であり、その社家をつとめており、「吉田本所二届ヶ置」とあるので、正式の資格をもっていた。また坊岡満願寺過去帳に延宝六年（一六七八）に「宗法禪定門 苗原治良太夫養子」の記載がある。しかし、その後の記録に見当らず、当社は昭和九年（一九三四）に水害にあい、流失し、棟札類は一切なく、これ以上は調べようがない。あるいは、この時代だけの存在であつたかと思う。

近くの御又に坂本次郎太夫という有力な家があつた。これが同家の末えいかと思ひ調査をしようとしたが、現在は他所に転出しており、調査が及ばなかつた。同家の墓地にも行つたが、社家としてのこん跡はなかつた。

御又の神子山森家

神子とあり、女性の神職家である。満願寺過去帳によると、天和二年（一六八二）寂の「妙善禪定尼 御亦村 神子之甚左衛門母」から出てくる。江戸の初期には、同地に定着している。どの系統の女性宗教者であるかよくわからない。明和四年（一七六七）寂の「義貞信女 御又村 神子 平治良妻」とあるのは、まさに神子であり、平治良妻として嫁して来ているが、神子職の方は、妻が受け継いでいる。天明五年（一七八五）寂



写185 坊岡・米持神社、明治5年氏子札
(坊岡・宇野輝代治蔵)

の「瑞雲妙理信女 御又村 神子 平治良娘 徳治良妻」とあるのは、同家娘が婿養子徳治良を迎え家職をついでいることを示す。

御又の大川神社を調べたが、江戸時代の棟札は現存しないが、同神子が神職をつとめたのは当然のことと考えられる。明治三年（二八七〇）の同社遷宮（再建）の棟札には、「祭主山森和泉 行事笹尾越後・田淵日向」

の名がみえる。同時に再建された境内社三柱明神社（旧三宝荒神社）も同一である。笹尾神主は香住町余部、田淵神主は同町香住に住み、この両家は引き続き新神主家として神職をつとめている。

何故か二年後の同五年（一八七二）に再び同社の遷宮（再建）を行なっている。この時も「祭主山森和泉」とある。しかし、大正十五年（一九二六）の同社遷宮には、「祭主笹尾正信」とあり、その後一たん同神主家に権利がわたるが、昭和三十四年（一九五九）には、「宮司大浜正道」とあり、現在のように町全体（椒と三原を除く）が大浜家支配になるには、奥竹野村では紆余曲折があった。

坊岡の米持神社では、安政六年（一八五九）の同社再建の棟札がある。「神主大浜豊前正貞教、神子山森近江」とある。本来同神子が神職をつとめていたが、大行事の時には、神主大浜家の助けを受けて行なっている。同地区宇野輝代治家には、明治五年（一八七二）の氏子札が三枚ある。その一枚の表には、「坊岡村米持社氏子久仁（九兵衛娘）」とあるが、裏には「明治五年壬申二月晦日山森吉孝」とある。同年までは同家は神職をつづけていた。ただし、山森吉孝とあり男性になっている。その二年前の山森和泉と同一人かと考えられるが、和泉は男の神主と考えられる。明治時代になり、神子の系統は男性に代わっている。この例は他にもある。

河内の八幡神社は、江戸時代には門谷の修験文殊院にかかわりがあったと考えられるが、明治時代になって、山森家によってまつられている。現在は同社の脇社の一に合祀されているはずであるが、清明神社がある。もとは喜代荒神きよしろといっていた（宝曆九年「神」社書上帳）。同社の棟札に、明治三年（一八七〇）再建の棟札があるが、「山森神主和泉」となっている。修験者の後を、同神子家が受けついでいるが、「神主」とあり、前にもふれたこの「和泉」は男性神職だとの考えを強める。

小城の十二所神社も、文政二年（一八一九）の棟札には、門谷村文殊院が別当とある。しかし、慶応四年（明治元年（一八六八））の棟札に「御又山森神子」とあるが、同三年（一八七〇）の遷宮には「祭主和泉 行 事田淵日向・笹尾越後」の名がある。同元年（一八六八）と同三年（一八七〇）の間に、神子家は代がかわり男性神職和泉となっている。ここでも、明治に入ると同時に修験文殊院と交替している。

こうしてみると、同家は、江戸初期から、神子とし、御又の大川神社、坊岡の米持神社などの神職をつとめており、明治時代に入ると文殊院が別当をしていた小城の十二所神社、門谷の稲荷神社の社務を受けつぎ、そ

のころ主人の山森和泉、後の吉孝が神主となり神職をつとめ、同五年（一八七二）までは同職にいた。そして、この地区では、香住町余部の笹尾家が新神主として入って来ている。これが大浜家に移るのは、昭和に入ってからのものである。

近ごろ、宗教界でも、女性宗教者に対する関心が深まっている。この目で但馬地区をみると、意外に巫女・神子の活躍が大きかったことを見落していたのに気がつく。この山森神子に対してもそうである。日高町中郷でも、江戸時代には朝日神子がいて、同地区附近の松岡（日高町）の十二所権現社をはじめ数社の神職をつとめていたことがわかった。同神子は熊野系の比丘尼の末えいだと思われる。普通各鎮守社の神職は、男の神主がつとめていると現代では考えられがちであるが、江戸時代には、神子が神社を守っている場合がすくなくなくなったようである。御子山森も、その一例である。

下塚の神主惣太夫

下塚の小山神社には、永祿七年（一五六四）十一月の二枚の棟札の写しがある。文化五年（一八〇八）に庄屋与左^エ門ら役人が、古い棟札の文字が読みにくくなったので、写しかえたと記してある。

永祿七年（一五六四）は、室町時代末期に当たるが、この時、城山にいた城主垣屋駿河守をはじめその一輩が合力して、同社を再建している。その中に、「神主惣太夫」の名がみえる。同社の神主が、すでにいたことがわかる。史料としては、これ以外はない。同社には寛政十二年（一八〇〇）九月六日の同社再建の棟札がある。しかし、同社下方の観音堂（旧舟越山長法寺、真言宗）には、明和七年（一七七〇）再建の棟札がある。この時すでに「大悲殿（観音堂のこと）」と称し、「別当蓮華寺法印舜詠」の名がみえるところから、一寺の資

格を失っているとみえる。そして、「別当」でも、神社ばかりでなく、寺にも及んでいることがわかる。同時に同堂の別当を勤めていることは、小山大明神も行なっていたと考えて誤りないと思う。但馬において、高野山との本末・檀家制度の成立は、元禄五年（一六九二）に求められる。その後、次第に真言寺院は、各地区の神社の別当を行なうようになる。そうすると、同社の場合、室町末期には、惣太夫という神主がいたが、江戸初期に交替が行なわれている。やはり、明治初年と同様に、時代の変転にこうした交替があつたのであろうか。

切浜の神主宮崎家

宝暦九年（一七五九）の「神社書上帳」には、「氏神三宝荒神社 氏子百姓持」となっている。しかし、明治時代までは、同社には、神主宮崎家がいた。同家は、江戸時代には、見形家を名のついている。これは、「挨拶」と同音であり、これをもじつたものと考えられる。同家の先祖は、宗教者でこの地に来て定着して、神主家になつたのではないかと考えられる。

同家には、三宝荒神を勧請した時の文書がある。

但馬国美含郡切浜村産神

三宝大荒神

右、願ニ依リ神名帳ニ記サレル処、件ノ如シ。

寅四月

鈴鹿総頭通益花押

鈴鹿越前守隆花押

鈴鹿筑後守応花押

村役人中

惣産子中

これを見ると、氏神三宝大荒神は、年号はわからないが寅の年四月に勧請している。鈴鹿家は、吉田家の雑掌であり、吉田家から認可があつたと考えてよからう。切浜地区の産神とし、村役人・惣産子中とあるから、地区全体のものとして迎えられる。この文書が、同家にあることは、同社が同家に関係があつたからである。あるいは、同家が仲介したかと推察される。

同家には、「三宝大荒神」の軸があるが、箱書に「寛政十年九月吉(日)、皇城今城中将定成朝臣御染筆」とある。寛政十年(一七九八)は、「戊午」に当たり、同神を勧請した「寅」年ではない。それ以後に染筆してもらつたものであろうか。

同家は、吉田家から正式に神職として認められた補任状がある。

四組木綿 手纏之事、御許容也。

戊二月 鈴鹿越前守(花押)

鈴鹿筑後守 花押

鈴鹿土佐守 花押

見形安左エ門殿

別に、『六根清浄太拔』と『中臣拔』



写186 「三宝荒神」の軸
(切浜・宮崎保一蔵)

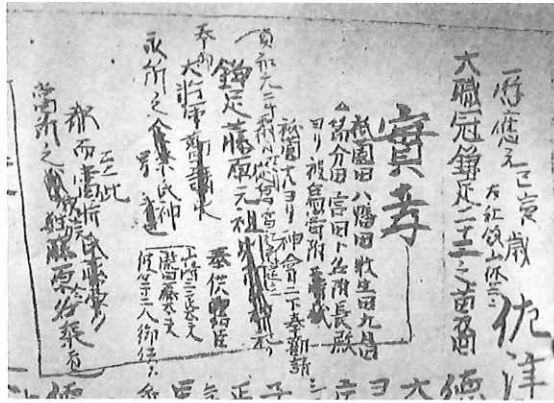
の折本があるが、ともに享和二年二月二十四日、神道管領長部朝臣良運「からいただいたもので、「右授与、見形氏吉次、就ハ慎テ怠ルコト莫レ」とある。享和二年（一八〇二）は、「壬戌」の年で、前記補任状と同一の年だとわかる。つまり、同状とこの折本は同時にいただいたとわかる。名前も「見形吉次」から、「見形安左ヱ門」と名乗るようになり、それ以後同名はつづいたと考えられる。

それから以後、同家は、同社の神主役をつとめた。明治五年（一八七二）までつづき、大浜家と代わったと思える。そして今は「鍵取役」をつとめている。典型的な旧神主の名残りである。しかし、旧神主家としての余韻は残っている。同家は、神主職は引いた後も、昭和初期ごろ（一九二六ごろ）までは、寒に入ると海岸の見形島で垢離（こり）をとり、節分の日に、三柱神社に燈明をあげた。その後も、当日に朝六時ごろ、海岸で垢離をとり、同社をまつている。

なお、同家は、江戸時代でも、いっぽうでは船を持ち漁師をしていた。これは、多くの社家が、同時代には、平素は農業に従事していたのと同じケースである。

浜須井の社人福井家

「佐津庄福田郷福田氏系図」によると、同家は、先祖は徳大寺上三位大納言実孝（三位上カ）（建武二年（一三三五）寂）で、謀叛（むら）に与し、後醍醐天皇の勅勘を蒙り、奥須井に落ちてきた。香住町無南垣にあった訓谷城主長九郎左衛門に助けられ、その娘を妻とし、二人の男子をもうける。その中の徳千代丸、後の福田民部太夫孝重（康暦二年（一三八〇）寂）で、この代から宮仕役をつとめた。長殿から暦応元年（一三三八）に「祇園田・八幡田・放生田・九月田・節分田・宮田」の寄進を受け、「当所（奥須井）天王宮・春日大明神・正八幡宮・三宝荒神



写187 「佐津庄福田郷福田氏系図」
(浜須井・福井実蔵)

之祭礼」を行なった、とある。

この記述をどこまで信じたらいいかかわからないが、暦応元年（一三三八）ごろから神主職とし、奥須井に住みついている。そして、その中心の神社は祇園社と八幡宮であった。行事としては、八幡社の放生会、それに節分会も行なっている。九月田は、この両社のいづれかの祭のための田と思える。

この両社のうち、前記「系図」には、祇園社については、「祇園ナルヨリ神倉二下シ、勸請シ奉ル」とあるので、福田家定着の前からまつられていると考えられる。とすると、同家は、八幡社系統の宗教者ではなかったかと思う。しかも、すでに中世も鎌倉末期からつづいた由緒ある神主家ということになる。「同家系図」には「社頭長職」をつとめたとある。

近世に入り、宝暦九年（一七五九）の「神社書上帳」には次のようにある。

氏神 春日七社大明神社 吉田本所へ届置 社人福田治右五門持

氏神 祇園牛頭天王社

三宝荒神社

八幡宮社

社人福田治右五門持

社人福田治右五門持

社人福田治右五門持

大將軍社

社人福田治右エ門持

五社

祇園成なる

社地ばかり

山神

應永年中、社人福田治右エ門所持の山工移シ奉ルと伝承。
社地ばかり

二ヶ所

これによると、(1)江戸中期には、祇園社と七社大明神社が「氏神」となり、主流になっている。八幡客社は、脇社の一になっている。(2)社人福田治右エ門が、地区全体の神社の神主役をしている。(3)このころすでに吉田家の補任を得て、正式の神主として資格を得ている。(4)祇園なるは、祇園牛頭天王社の旧地であるが、山麓にあつたが、応永年中(一三九四―一四二九)に、同家所持の山に移した。これが祇園なるで、この当時は、さらに現在地の村中に移されている。そして、この記述からも、福井家が定着する応永年間(一三九四―一四二九)以前から同地にまつられていたと考えられる。宝暦八年(一七五八)の「村内取替一札之事」には、「御先祖、当谷開基福田治左衛門殿屋鋪しき、則天王宮御敷地ニ御極成きんラレ候事」とあり、同家先祖はこの谷の開発者であつたとともに、神社屋敷もその持ち地の一部であつたことがわかる。

次に吉田家の補任を当時はすでに得ていたことは、(3)からわかるが、いつごろから明らかではない。同家蔵文書の中に「覚」があり、年代は記していないが、「社人福田次右衛門家(中略)、徳太寺実孝末葉、尤吉田殿ヨリ冠職仕り候義、凡九代已前程、尚又次右衛門祖父福田治左衛門、吉田殿従り、旧帷子装束成ひなごシ下サレ候」とある。この福田治左衛門がいつの人か、同家前出系図は、室町時代で終わっており、その上に、同じような

名前が続いているので、現在では確かめることができない。いずれ、江戸の初々中期のことと考えられる。なお、同文書には、「百余年以前、社人福田治右^エ門家ヨリ竹ノ浜村龍海寺ヲ頼、拜殿ニ於テ法樂仕り来申候」とあり、江戸初期ごろから、社人がいるのにかかわらず、むしろ同家から頼んで、竹野浜の龍海寺に祭日の法樂を行なってもらっていたことがわかる。同寺が実質上の別当的立場となっている。

慶応四年（一八六八）四月の「神社書上帳」には、春日大明神・祇園両氏神社は、「鍵預り治右衛門」とあり、明治時代に入ると、すぐに神主職をやめ、鍵預り役となつてゐる。切浜の宮崎家と同じコースをたどつてゐる。この点を考えると、同家も同じ時期に神主職をやめたと考えられる。

別当・旧神社
から新神主へ

表49を参考にしながら、この問題の全体をまとめる。まず、別当寺からみていく（神社の番号は表による。また実際社名は江戸時代の称号を使う）。

(1) 轟・蓮華寺

(四) 須野谷・熊野若一王子権現社（神主富森家あり）

(五) 大谷・日野句瀬大明神社

(六) 金原・山王権現社

(七) 轟・森大明神社

(八) 鬼神谷・若一王子社

(九) 小丸・牛頭天王社

(三) 須谷・犬森大明神社

(2) 林・常楽寺

(三) 林・広瀬大明神社

(3) 羽入・両界院

(三) 田久日・三宝荒神社

(四) 阿金谷・妙見大権現社

(五) 羽入・新宮権現社

(六) 羽入・愛宕権現社

(4) 羽入・金亀院

(三) 宇日・三宝荒神社

(四) 草飼・鏡宮大明神社

(五) 羽入・愛宕権現社

(六) 松本・子守大明神社

(七) 松本・牛頭天王社

(5) 竹野浜・龍海寺

(三) 奥須井・祇園牛頭天王社 (神主福井家あり)

(四) 竹野浜・賀嶋天神社 (神主大浜家あり)

(五) 竹野浜・宇日大明神社 (神主大浜家あり)

(6) 竹野浜・神通寺

(四) 竹野浜・賀嶋天神社 (神主大浜家あり)

(三) 竹野浜・祇園社 (神主大浜家あり)

(7) 竹野浜・浄願寺

(四) 竹野浜・賀嶋天神社 (神主大浜家あり)

(三) 竹野浜・諏訪大明神社 (神主大浜家あり)

(8) 大岡山・大岳寺

(六) 椒・檜椒・八幡宮

(9) 門谷・文殊院

(五) 門谷・稻荷大明神社

(八) 小城・拾式所権現社

(疑問)

(六) 河内・八幡宮

(10) 日高町山ノ宮・長昌院 (三) 三原・妙見山御宮

以上で、別当寺院は、真言宗と修験寺院に限られている。(四) 須野谷の熊野若一王子権現社の場合、文化十二年同地区の随音寺(臨濟宗)が勤めた例があるが、同じ地区内で、その時に頼まれただけである。別当寺院は、元禄五年(一六九二)に本末・檀那関係が成立すると、真言寺院特権の遷宮の法要が営まれる特権を生かし、次第に周辺、特に檀家のある地区神社に勢力を伸ばしていった。この中では、(三)・(四)・(五)・(六)・(七)のように、神主のいる神社もあったが、行法では真言寺院が権威があり、大きな儀式のある時には、招かれている。

ただ、(三) 賀嶋天神社を根拠地とする大浜神主家は、中世以来つづいた荆木山観音寺、さらにその分かれの龍海寺・神通寺、時衆から真言に転派して仲間入りをした浄願寺の三別当寺に対し、江戸中期の享保五年(一七二〇)ごろから、唯一神道を奉じ、次第にその立場を強固にしていき、明治の神仏分離にあい、一挙にその勢力を、竹野浜四社から、全竹野谷へと延ばしていった。

しかし、いっぽう、(四)・(五)のように、荆木山観音寺は、強硬に自己の寺院の立場を主張し、現在でも、その権利を保持している例もある。逆に、修験寺院の場合、文殊院が持っていた別当権は、(五)・(六)・(八)のように、旧神主家神子(明治には神主家となる)山森家に明治時代に入ると逸早く譲っている。修験道廃止令は、同五年(一八七二)であるが、それ以前のことである。これに対し、一般真言寺院は、たとえば、荆木山観音寺の

荆木亀一の場合のように、同四年（一八七二）までは、その権利を保持している場合もあった（前出同年「取替一札之事」）。次に社家（神主家）をみる。

(1) 竹野浜・大浜家

(元) 竹野浜・賀嶋天神宮（ただし、龍海・神通・浄願の三別当寺あり）

(三) 竹野浜・宇日大明神社（元）と同じ

(三) 竹野浜・諏訪大明神社（元）と同じ

他に同地区弁天宮もある。別当も同一。

(2) 須野谷・富森五良左衛門家 (四) 須野谷・熊野若一王子権現社（ただし、江戸初期には別当蓮華寺があり、

後に大法会には弥勒寺（香住町三川・真言宗）、同地随音寺を招いている）

(3) 林・別当五良太夫家 (三) 林・広瀬大明神（ただし、同地常楽寺が勢力のあった時には別当をつとめる）

(4) 森本・苗原次良太夫 (三) 森本・苗原（代）大明神社

(5) 御又・御子山森家 (七) 御又・大川大明神社（江戸時代の棟札等なし。明治三年に祭主。大正十五年に

は笹尾正信が祭主）

(六) 河内・八幡宮（明治三年までは（七）と同じ）

(三) 坊岡・米持大明神社（江戸後期も神事をつとむ。明治五年まで祭祀する。ただし、

明治は神子から神主に代わる）

(八) 小城・拾式所権現社（明治元年から修験文殊院に代わり祭主をつとむ）

(五) 門谷・稻荷大明神社（八）と同一の道をたどったと考えられる）

(6) 下塚・神主惣大夫 (㊦) 下塚・小山大明神社 (ただし、室町末期には神職をつとむ。江戸初期に別当蓮華寺と交替)

華寺と交替)

(7) 切浜・神主宮崎家 (㊧) 切浜・三宝荒神社 (ただし、明治初期から鍵預りとなる)

(8) 浜須井・社人福井家 (㊨) 奥須井・祇園牛頭天王社 (ただし、龍海寺が別当的立場、明治元年鍵預りとなる)

以上であるが、竹野町には、八人の旧神主家があった。旧神主家の場合、多くは自分の住んでいる地区だけの神主役をつとめるものが多い。竹野浜の大浜家も、四社の神主役をつとめていたが、すべて同浜地区だけであった。ただ、御又の神子山森家は、すこし守備範囲が広がった。また女性宗教者が神主役として存在していたことは注目される。

これらの多くは、明治元年 (一八六八) の段階で多く、同権利を放棄させられている。(㊩) 宮崎家・(㊪) 福井家の場合は、鍵預りとなり、氏子の側に廻るが、同社に対する権限は握っている。(㊫) 色来神社も同様だったと考えられる。

同六年 (一八七三) に大改革が実行され、旧神主家の中でも、新神主の資格を得た大浜家が、竹野浜、中竹野地区の全神社をその傘下に収めた。しかし、神子山森家などは、同五年 (一八七二) までは、明らかに神主役をつとめている。別当寺の中でも同四年 (一八七二) までは権利を持っていた荆木亀一のような例もある。

奥竹野地区は、(七) 大川神社のように、大正十五年 (一九二六) までは神子山森家に代わり、香住町余部の神主笹尾家が権限を持っていた例もあり、奥竹野地区は一段と遅れ、昭和の初期ごろに、大浜家の傘下に入ったと思われる。しかし、同地区(㊬) 三原・産霊神社、三椒村地区の(㊭) 檜椒神社は現在でも豊岡市小田井神社神主(現

在は稲垣氏)が神職をつとめている。

第二節 医療と災害

(1) 医療と衛生

種痘

天然痘は種痘以外に防ぎようがなかった。明治三年(一八七〇)四月、政府はへき地に至るまで種痘を行なうよう藩県に命じた。

しかし種痘を奨励しても、施術する医師が不足したり、未熟者があつたりしたらしい。次の文書は明治五年(一八七二)に出されたもので、そのへんの様子がうかがえる(根・富森)。

此ノ比、天然痘流行セシ所、種痘相済ミ候者、其ノ内右流行ニ罹ルモノ有之ヨリ、ヤヤ疑惑ヲ生ジ、種痘無レ詮事ト心得違之輩有レ之趣、右ハ未熟ノ医生或ハ野師共ニ猥ニ種痘ヲ受ケ、其儘ニ打過候ハ、患者相醸シ候義ニ付、昨年文部省ヨリ厳ニ布告モ有レ之種痘免状無レ之者、漫ニ施行不ニ相成一候。

種痘免状ノ儀ハ、文部省ニテ請ク可キ筈ノ所、遠隔地容易ナラザル儀ニ付、爾後種痘施行致シ度キ医生ハ、里正市長ノ内附添へ、其ノ旨当県医局ニ於テ種痘術検査ノ上、習熟ノモノへハ仮免状相渡ス可キ事。

壬申四月(注、明治五年(一八七二))

それでも種痘の効力を疑う者が絶えなかつたという。「明治八歳亥二月 御用留富森氏」には、次の記録がある。

天然痘防除